



平成 21 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号 3744 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員(財務経理担当) 小林 徳太郎
電 話 0 3 - 6 8 6 0 - 5 1 0 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 3 月 23 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 5 条(公告方法)に定める当社の公告方法について、インターネットの普及を考慮し、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものです。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替株式に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものです。
- (3) 当社は、既に執行役員制度を導入しており、現状の実態に即した定員とするため、現行定款第 18 条に規定する取締役の員数を「12 名以内」から「8 名以内」に変更するものです。
- (4) 現行定款第 31 条(任期)に定める補欠として選任された監査役の任期について、会社法第 336 条第 3 項の規定に従い、文言を整備するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 23 日(月)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 23 日(月)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条 ~ 第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第9条 ~ 第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第30条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条 ～ 第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ 第29条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条 ～ 第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上